

第3次熊野町教育大綱

(熊野町教育振興基本計画)

令和8年3月

熊 野 町
熊野町教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 大綱策定の趣旨..... | 1 |
| 2 大綱の位置付け | 2 |
| 3 大綱の計画期間 | 3 |
| 4 大綱の推進..... | 3 |
| 5 熊野町教育を取り巻く現況と課題 | 4 |
| 6 基本理念・重点目標 | 6 |
| 7 基本方針..... | 7 |
| 8 基本施策..... | 9 |
| 基本施策1 学校教育の推進 | 9 |
| 基本施策2 生涯学習の振興..... | 12 |
| 基本施策3 文化芸術都市の創造 | 14 |
| 基本施策4 スポーツの振興 | 16 |

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、当該地方公共団体としての教育施策に関する方向性を明確化するため、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

また、国においては教育基本法(平成18年法律第120号)第17条の規定に基づき、今後5年間の国の教育施策全体の方向性や目標、施策などを定めた「教育振興基本計画」を策定しており、地方公共団体が教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

こうしたことを踏まえ、熊野町では、平成27年度に熊野町教育大綱を策定して以降、教育委員会と一体となり、熊野町の教育の充実に取り組んできており、教育委員会では、熊野町教育大綱に掲げる基本理念や基本方針等を踏まえ、毎年度の教育行政施策の方針を定め、様々な教育施策を推進してきました。

本町教育を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の一層の進行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、デジタル化の進展など社会状況によって大きく変化しており、新たな教育課題への対応が求められています。

こうした中で、第2次熊野町教育大綱の計画期間が令和7年度に満了することから、今後の本町教育の目指すべき姿と方向性を定めるとともに、これを具現化するための施策を計画的かつ体系的に整理するため、教育大綱を教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画としても位置付けることとし、新たな「第3次熊野町教育大綱」を策定します。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

教育基本法(抜粋)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

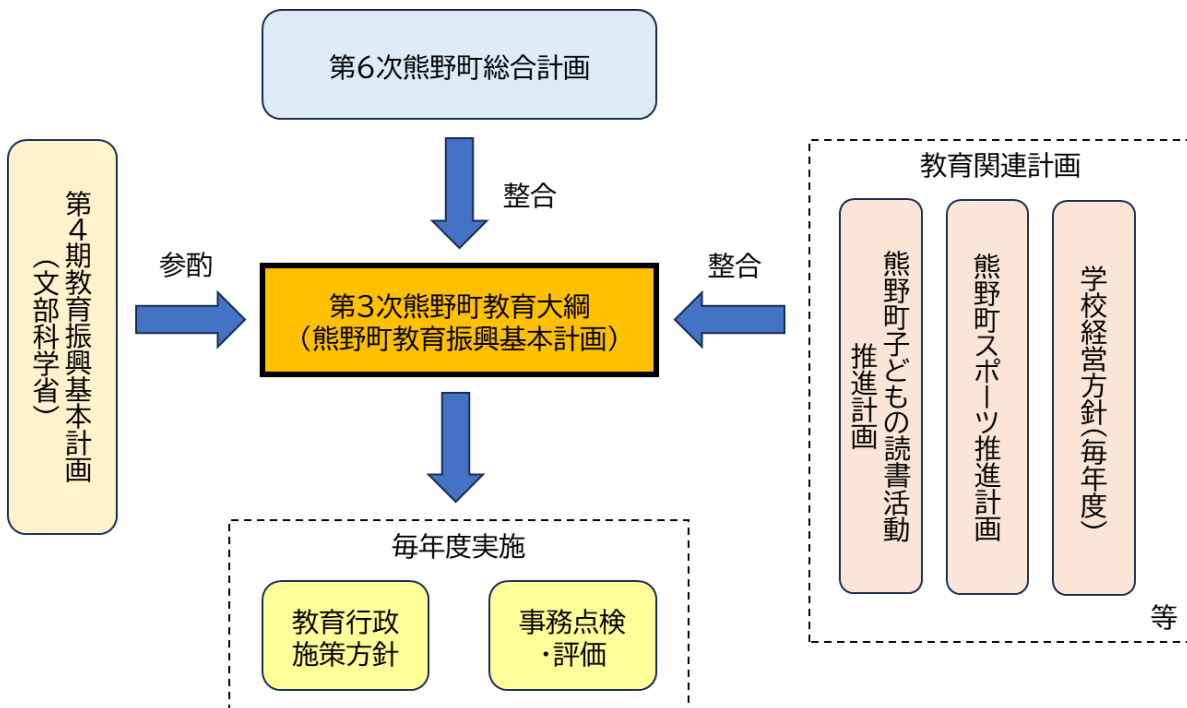
2 大綱の位置付け

本大綱は、国の教育振興基本計画を参酌したうえで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定された教育大綱として位置付けます。

また、本町の最上位計画である「第6次熊野町総合計画」やその他の個別計画との整合を図りつつ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方針を定めるものです。

なお、本大綱をもって、教育基本法第17条第2項に規定された本町教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育振興基本計画)と位置付けます。

【大綱の位置付け】



3 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、「第6次熊野町総合計画」の期間を踏まえ、総合計画後期基本計画と同様の令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、国の動向や社会情勢等、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直していくものとします。

【大綱の計画期間】

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 文部科学省 | | 第2期教育振興基本計画 | 第3期教育振興基本計画 | | | | 第4期教育振興基本計画 | | | | | | | | |
| 広島県 | 広島県 教育に関する大綱 | | | | 広島県 教育に関する大綱 | | | | 広島県 教育に関する大綱 | | | | | | |
| 熊野町 | 第5次熊野町総合計画 | | | | 第6次熊野町総合計画 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 前期基本計画 | | | | | 後期基本計画 | | | | | |
| | 熊野町教育大綱 | | | | 第2次熊野町教育大綱 | | | | 第3次熊野町教育大綱 | | | | | | |

4 大綱の推進

熊野町が実施する総合計画の取組状況等報告におけるPDCAサイクルにより、施策の進行管理や評価を行います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出とあわせて公表することとされています。

この事務点検・評価において、本大綱に定める施策や毎年度の主要事業の成果について、学識経験者からの意見を踏まえて改善を図り、効果的な施策の推進に取り組むこととします。

5 熊野町教育を取り巻く現況と課題

第3次熊野町教育大綱策定にあたり、社会の潮流を踏まえたうえで第2次熊野町教育大綱の取組状況を検証し、本町教育における現況と課題を整理します。

学校教育の推進

- 時代が急速に変化し、不確実性が増す社会の中で、子どもたちはこうした社会をたくましく生きていく資質・能力を身につけ、未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点を持つことが求められています。
- こうした中で、進学や就職で本町を離れても、生まれ育った故郷に戻ってきたいと思えるよう、コミュニティ・スクールの仕組みや、筆文化その他の文化芸術を展開する「筆の里創造の丘公苑」との連携により、幼いころから地域の魅力や特性を学び、愛着を持つきっかけとなる取組を推進する必要があります。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は、社会状況のみならず、オンライン教育や授業におけるICTの活用など、学校教育において学びの変容をもたらし、これからの社会の課題や変化にデジタルを活用して柔軟に対応するスキルを持った人材を育成することが求められています。
- 本町においては、GIGAスクール構想に基づくICT活用による多様な学習環境を確保するため、教職員の理解・利用促進を図り、学校ごとの活用に濃淡が生じないよう取り組む必要があります。
- 社会構造の変化を背景として、障害や不登校、貧困など、子どもたちが抱える困難が複雑・多様化する中、誰もが幸福感を向上させ、地域とのつながりを持つことができるような教育を推進することが重要です。
- 本町においては、引き続き、障害のある児童生徒の支援を行う各種支援員を配置するとともに、不登校傾向の児童・生徒に対する学習指導等を行う「学びの多様化教室(がんくま教室)」の開設などにより、すべての児童生徒が将来に希望を持てるよう、切れ目のない総合的な支援体制を構築する必要があります。
- 学校施設については、老朽化の進行や多様な教育ニーズへの対応に加え、昨今の気候変動等による気温上昇に伴う熱中症等への対応が急務となっています。
- 本町においては、学校施設の計画的な改修・改築等により、児童生徒が安心して学びに向かうことができる環境整備を継続的に行う必要があります。

生涯学習の振興

- 働き方改革による長時間労働の是正やライフスタイルの多様化が進む昨今、趣味や活動意欲を持って様々なことを学び、挑戦する人が増加しています。
- 多様な活動の実践において、参加する人だけでなく、指導や主催する提供側の人材の確保も重要となっています。
- 本町では、広島県の「広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト事業」を活用するなど、住民の主体的な活動や団体・グループの育成支援、相互連携の促進を図

るとともに、多様で専門性の高い学習機会の提供など魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めています。

- 今後も、広島県の指定事業に係る取組を発展させ、地域住民の主体的な活動を促進することで、地域のつながりを深める取組を推進する必要があります。
- 「くまどく事業」では、幼稚園や保育所、小中学校における読書活動の推進に継続して取り組んでいるものの、指標を見直した影響等から「くまどく達成率」は目標値から乖離した状態となっています。
- 今後は、「熊野町子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「くまどく事業」の新たな取組を中心として、発達段階に応じた読書活動の更なる充実に取り組む必要があります。

文化・芸術の振興

- 地域文化は、人の日常の活動やまちの在りようなどが歴史的に積み重ねられることによって、総合的に醸し出されるものであり、その土地固有のものであります。
- 本町には、筆の産地としての歴史と伝統により、筆づくりやそれにまつわる地域文化が根づいています。全国的にも有名な筆の都として、町民や団体等と連携しながら地域性のある文化・芸術活動を維持及び活性化していく必要があります。
- 文化芸術の向上については、町民文化祭を中心とした各種イベントに取り組ましました。また、令和6年に開館30周年を迎えた筆の里工房では著名な作家や日本文化の企画展を開催し、町民が高度な文化芸術に触れる機会を創出しています。
- 今後は、まちの活性化や移住・定住を促進する面でも文化芸術を核としたブランド力の向上は重要であることから、多方面で活躍できる地域人材を官民一体となって育成・確保する仕組みを構築するなど、本町の強みを生かした文化芸術のまちづくりを一層推進する必要があります。

スポーツの振興

- 昨今、健康づくり、体力づくり、レクリエーションなど、様々な目的でスポーツに親しむ人が増加しています。
- 本町では、住民が地域において生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、NPO 法人熊野健康スポーツ振興会と連携して多彩なスポーツ活動の実施や活動機会の充実に取り組んでいます。
- 今後は、魅力あるコンテンツの開発などによりグループ活動や主催事業の新規参加者の増加に努めること等により、町民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、「熊野町スポーツ推進計画」に基づき、関係団体等が一体となった連携・協力をを行い、町民の誰もがスポーツを楽しみ、親しめる環境づくりに努めます。
- 将来にわたって子どもたちが継続してスポーツに親しむことができる環境整備として、運動部活動の地域展開に関する取組の検討や、こどもから若者、高齢者まで年代を問わずスポーツを楽しめる環境づくりとそれらの情報発信等の充実が求められています。

6 基本理念・重点目標

基本理念

学ぶ力と豊かな心の実現

こどもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を担う人材となるよう、本町の文化や人材など、地域資源を活用した特色のある教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するとともに、ICTの活用により「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実する取組を進めます。

また、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するとともに、熊野筆とそれに関連した伝統文化や芸術、スポーツ、地域活動にふれる機会を設けることで、豊かな心を育むまちづくりを進めます。

重点目標1 学び続ける力の育成

急速に変化し不確実性が増す社会において、児童生徒が主体性・創造性を持ち、自ら社会を創り出していく資質・能力を身につけられるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させます。また、学校教育から生涯学習に至るまで、ICTの活用や地域資源を活かした多様な学習機会を提供し、すべての町民が一生涯を通じて自らの可能性を広げ、ウェルビーイングを向上させながら学び続けられる環境を整えます。

重点目標2 思いやりの深化

読書活動「くまどく」の推進や図書館での活動を通じて、発達段階に応じた豊かな感性と他者への思いやりを育みます。また、人権教育や道徳教育の充実により、命の尊さや社会のルールを学び、多様な価値観を認め合える「豊かな心」を醸成します。さらに、障害のある児童生徒や不登校傾向にある児童生徒へのきめ細かな支援体制を構築し、誰もが安心して共に学び、支え合える社会を目指します。

重点目標3 地域と学校の連携・協働の充実

「コミュニティ・スクール」を土台とし、学校・家庭・地域が一体となってこどもたちを育む体制を強化します。地域の伝統文化である「熊野筆」の体験学習や、「筆の里創造の丘公苑」との連携による地域学習（ふるさと教育）を通じて、郷土への愛着と誇り（シビックプライド）を醸成します。あわせて、運動部活動の地域展開や地域住民による学校支援など、学校と地域が相互に連携し、持続可能な教育環境の整備と地域コミュニティの活性化を推進します。

7 基本方針

基本理念「学ぶ力と豊かな心の実現」をより具体化し、3つの重点目標「学び続ける力の育成」「思いやりの深化」「地域と学校の連携・協働の充実」を横断的に推進するための基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1 誰もが安心して学べる環境の整備

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。また、不登校児童生徒、特別支援教育を必要とする児童生徒、外国人児童生徒など、多様な教育ニーズを持つすべての児童生徒の可能性を引き出す教育を推進します。

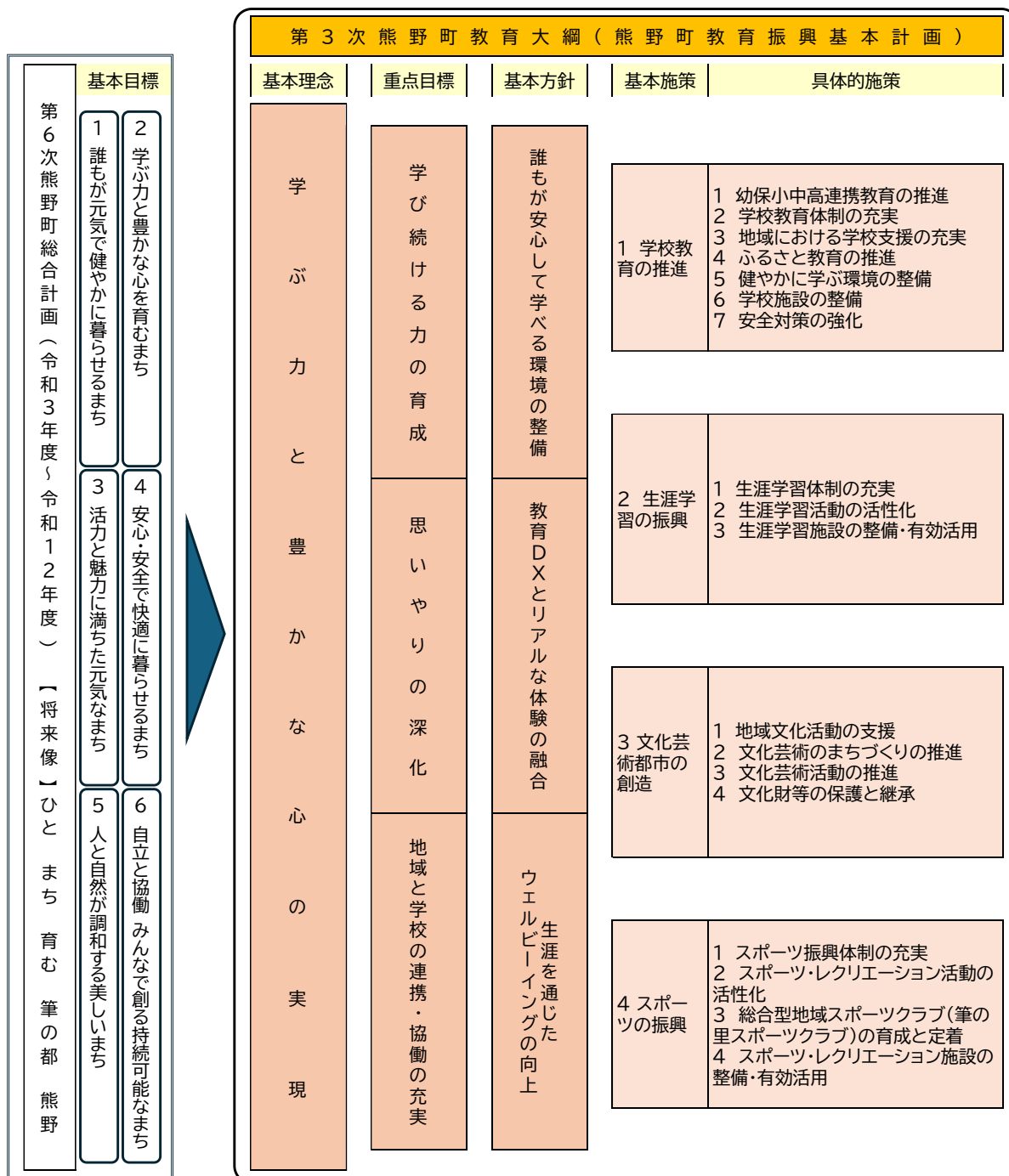
基本方針2 教育 DX とリアルな体験の融合

GIGA スクール構想の成果を発展させ、ICT を学校教育の基盤的なツールとして「日常化」するとともに、自然体験やキャリア教育、伝統文化体験などのリアルな体験機会の充実を図り、新たな価値を創造できる力を育成します。また、教職員の働き方改革を加速するため、業務の適正化や ICT を活用した業務の効率化(校務 DX)を推進します。

基本方針3 生涯を通じたウェルビーイングの向上

学校教育と社会教育の連携を強化し、コミュニティ・スクールを土台として、ふるさと熊野に愛着と誇りを持つ意識を育むとともに、すべての町民が生涯を通じて学び続けられる環境を提供します。また、社会教育施設(公民館、図書館など)を核として、地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの実現を目指し、町民の社会貢献意識とシビックプライドを醸成します。

【施策の体系】



8 基本施策

基本施策1 学校教育の推進

具体的施策

具体的施策1 幼保小中高連携教育の推進

- 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小中学校及び高等学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う協議・連携の場の充実により、幼保小中高の接続を見通した連携教育を推進します。

具体的施策2 学校教育体制の充実

- 校長を中心に、組織として機能し、柔軟で機動力のある学校運営体制の確立を図ります。
- 多様な教育課題や学校課題に対し、校長をはじめとするすべての職員がこどもたちのことを第一に考えた適切な指導や行動をとれるよう、研修等を通じた資質の向上を図ります。
- 教育DXを進め、デジタル技術の積極的な活用とリアルな体験活動の組み合わせにより、児童生徒の多様な状況に応じた教育活動の一層の充実、学習機会の確保及び各学校の取組の横展開を図るとともに、教職員一人ひとりが持っている力を最大限に発揮できるよう、学校における働き方改革の推進に努めます。
- 各種の学力調査を計画的かつ継続的に実施するとともに、児童生徒の学力実態を的確に把握・評価することで、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。
- 児童生徒一人ひとりの特性や心身の発達段階、教育ニーズに応じた専門的な指導や教育環境の整備により、生徒指導や生活・学習支援の充実を図ります。
- 職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育を推進します。
- 学校図書館に学校司書を配置し、快適な読書環境を整えるとともに、熊野町図書館との連携により学習及び読書活動の充実を図ります。
- 学校給食に地産地消を取り入れ、食育を継続して実施し、充実を図ります。

具体的施策3 地域における学校支援の充実

- コミュニティ・スクールの仕組みを活用することで、学校運営協議会を中心とした地域と学校との協働により、地域住民の多様な学校支援を促進します。また、コミュニティ・スクールの活動に携わる人材の育成にも取り組みます。

具体的施策4 ふるさと教育の推進

- 低学年書道科授業の実施や小学校での筆づくり体験など、地域の特色を生かした学習を推進します。また、「筆の里創造の丘公苑」との連携により、地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、地域ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を推進します。
- 児童生徒が、急速に変化する社会をたくましく生き抜き、未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点を持つよう、行政に参画する機会を設けるなど地域の課題や魅力に関する学習を推進します。
- こうしたふるさと教育を通じ、児童生徒が本町の歴史や文化、地域特性を深く理解し、ふるさとに愛着と誇り(シビックプライド)を持つ意識を醸成するとともに、社会の一員としての自覚と責任を持ち、主権者としての意識の醸成と、まちづくりに積極的に参画する意欲を育みます。

具体的施策5 健やかに学ぶ環境の整備

- 障害のある児童生徒に対する適切な教育支援を行うとともに、個に応じた教育や教育環境の充実に努めます。
- 命や性の在り方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するよう、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実に努めます。
- 不登校等に対応するため、学びの多様化教室(がんくま教室)など児童生徒が相談できる場を確保するとともに、スクールソーシャルワーカーや教育支援員を配置するなど、教育相談体制を充実します。
- いじめや不登校について、地域や学校の実情に沿った取組を実施できるよう、コミュニティ・スクールでの問題提起など学校と地域全体で取り組める体制づくりについて検討します。
- デジタル機器を活用し、個別最適化した教育の充実に努めるとともに、オンライン授業などを活用した学習機会の確保に努めます。
- 児童生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討します。

具体的施策6 学校施設の整備

- 学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、効率的・効果的な事業方法を選択するとともに、予防保全的な維持管理と計画的な修繕や改修、改築に努めます。
- 学校体育館及び格技場に空調設備を整備し、昨今の気候変動等による気温上昇に伴う熱中症等への対応を進めます。

具体的施策7 安全対策の強化

- 児童生徒が地域の防災上の特性や過去の教訓を理解するとともに、自らが地域の防災リーダーとなる意識醸成を図るため、防災・減災に関する知見や体験などを含めた防災教育の充実に取り組みます。
- 児童生徒を対象とした交通安全教室を開催することにより交通安全意識の向上を図るとともに、児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学環境の確保及び学校、地域が一体となった登下校時の見守り体制の充実を図ります。

主な事業

- 幼保小中高連携教育の推進
- 特別支援学級支援員、配慮児童支援員、スクールソーシャルワーカー、教育支援員、学校施設安全点検員等の配置
- 学力調査等基礎学力向上対策の実施
- コミュニティ・スクール活動の推進
- 学びの多様化教室(がんくま教室)の充実
- こども×みらい KUMANO まちづくりフォーラム
- 地域ボランティアによる見守りや地域と連携した学校行事の開催
- 低学年書道科による継続的な取組
- 学校施設の長寿命化改修や改築等の計画的な実施
- 子ども防災・減災講座の開催
- 通学路交通安全プログラムによる安全対策の実施

成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) |
|--|----------------------|----------------------|
| 「授業がわかる」と回答した児童生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査</small> | (小)82.7% (中)79.5% | (小)85.0% (中)80.0% |
| 「授業で課題の解決に向けて自分で考え自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査</small> | (小)77.5% (中)78.9% | (小)80.0% (中)80.0% |

基本施策2 生涯学習の振興

具体的施策

具体的施策1 生涯学習体制の充実

- 公民館等に関わる町職員の資質向上や、「筆の里創造の丘公苑」と連携した指導者の確保など、専門性を高めるよう取組体制を強化し、生涯にわたって学び続ける力を育みます。また、グループ活動や主催事業の周知方法等を検討して男性や新規参加者の増加に努めます。
- 広島県の指定事業に係る取組を発展させ、町民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携の促進を図ることにより、地域のつながりを深める取組を推進します。
- 図書館の利用促進については、利用者の関心を引く書籍の収集に努めるとともに、幼児のおはなし会や学校との連携を強化することにより、読書への関心を深めるよう取り組みます。

具体的施策2 生涯学習活動の活性化

- 「くまどく」により、読書に親しむ機会の充実や本や図書館に関する情報発信に取り組むとともに、幼児や小中学生等の読書の促進、図書館での活動を通じて、思いやりの深化を図ります。
- 「くまどく事業」のあり方を抜本的に見直すとともに、関係機関相互の連携を強化することにより、発達段階に応じた読書習慣形成の取組を一層充実します。
- 家庭・青少年・高齢者教育、国際・環境問題など、多様で専門性の高い学習機会の提供に努めます。
- 放課後子ども教室運営委員会の活性化など、こどもを対象とした教室・講座の充実を図ります。
- 広報紙、ホームページの充実やSNS等の活用により、公民館事業など生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します。
- 若い世代や子育て世代が生涯学習活動に取り組めるよう、魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めます。

具体的施策3 生涯学習施設の整備・有効活用

- 図書館機能の充実を図るため、電子書籍の導入の検討を行うとともに、資料・情報の収集と整理、館内設備とサービスの充実に努めます。
- 公民館等において、デジタル技術を積極的に活用して生涯教育の充実を図るとともに、公共施設予約システムを利用して空き状況の確認や予約手続の簡素化等を行うことにより、施設を利用しやすい体制の整備に努めます。
- 公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、各館の連絡調整を図ります。

主な事業

- 図書館・学校などの連携による「くまどく」事業の実施
- 子ども司書養成講座の開催
- 放課後子ども教室などこどもを対象とした教室・講座の充実
- 公民館、防災交流センターなど地域の拠点を核とした地域連携の充実
- 社会教育施設の長寿命化改修等の計画的な実施

成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---|-------------------------------|--------------------|
| 「くまどく」達成率 | 40.1% (小)43.7% (中)45.3% | 80.0% |
| 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(不読率) <small>※広島県児童生徒学習意識等調査 児童生徒質問紙調査</small> | (小)9.6% (中)11.9% | (小)7.8% (中)5.8% |
| 図書館の人口1人当たり貸出冊数 | 6.5冊 | 8.0冊 |

基本施策3 文化芸術都市の創造

具体的施策

具体的施策1 地域文化活動の支援

- 町民や地域の文化団体・サークルの文化活動を支援するとともに、「町民文化祭」の実施、各種文化講座の開催、指導者の確保等、文化活動の場と機会の提供に努めます。
- ピアノコンサートや文化講演会など、町民が優れた芸術文化に触れるよう魅力ある文化イベントの開催を図ります。

具体的施策2 文化芸術のまちづくりの推進

- 多様な芸術を生み出してきた熊野筆と、筆の都として長年培われてきた文化芸術活動という地域の特色を活かしたまちづくりを推進するため、筆の里工房を中心に文化芸術のまちづくりを推進します。
- 町民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及びホームページやSNS等を活用した周知の充実を図ります。
- 筆の里工房において、収蔵品による常設展示の充実や優れた特別展を開催するなど、町民がトップクラスの芸術や文化人にふれる機会の提供に努めます。また、新たに整備した「筆の里工房創作館」を拠点に、地域住民や内外の教育機関と連携した創造的な文化芸術活動を展開するなど、筆文化の振興と深化を図ります。

具体的施策3 文化芸術活動の推進

- 筆の里工房、東・西防災交流センター、町民会館、図書館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。
- 町民や企業が自主的に実施する文化関連活動に対して支援します。
- 町内の文化施設や筆の里工房を拠点として、筆や筆文化を生かした全国レベルのイベントを支援し、筆のまちの魅力づくりを推進します。
- 筆の里工房や町内小中学校等と連携し、鑑賞教育などを通じて熊野町における文化芸術への関心を高める取組を行うとともに、様々な「美」を支える筆の産地としての文化の振興と発信を推進します。

具体的施策4 文化財等の保護と継承

- 「熊野町文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の歴史と文化の保護・継承と活用を図るとともに、町民に郷土の歴史・文化について理解促進、文化の向上・発展に努めます。また、郷土館などを有効に活用する方法についても検討します。

主な事業

- 「町民文化祭」を含めた各種文化講座の開催
- ピアノコンサートなどの文化芸術イベントの開催
- 筆の里工房と連携した町内小中学校の鑑賞教育の充実
- 文化施設のあり方検討や改修等の計画的な実施

成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) |
|------------|----------------|-----------------|
| 文化イベントの開催数 | 4回 | 8回 |

基本施策4 スポーツの振興

具体的施策

具体的施策1 スポーツ振興体制の充実

- 町民誰もが、関心・適性等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、「スポーツ振興計画」に基づき、短・中長期的なスポーツ振興を図ります。
- 幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、スポーツ教室、イベントの開催など、ホームページやSNSなどを通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- 町内小中学校の体育科担当教諭等と連携し、児童生徒の体力の向上や、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の定着に取り組みます。
- 体育協会、スポーツ少年団など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティアや指導者などの確保や資質の向上に努めます。
- 部活動の地域展開については、NPO法人熊野健康スポーツ振興会と連携して、熊野町体育協会やスポーツ少年団などの関係団体との協議体を設置し、今後のあり方について議論を深め、学校と地域が一体となって持続可能なスポーツ環境の整備に努めます。

具体的施策2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化

- スポーツ・レクリエーション活動が日常化されるよう参加機会の拡充を図ります。
- 町民体育大会や熊野駅伝大会、新春熊野スター駅伝大会をはじめ、町民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会等各種イベントを開催し、普及啓発を図ります。

具体的施策3 総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)の育成と定着

- こどもから高齢者まで誰もが、体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、高齢者健康スポーツ教室、講座等を開催します。
- 町民のニーズを把握し、若年層の会員の加入促進やスポーツクラブ活動の定着化を図ります。

具体的施策4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

- 既存施設の適切な管理運営を促進するとともに、施設の計画的な改修・設備の更新に努め、良好な利用環境を維持します。
- 手軽なレクリエーションの場として、くまのファミリー公園・冒険広場の活用を促進します。

主な事業

- 体育協会、スポーツ少年団など各種団体の活動支援
- 関係団体などとの連携による部活動の地域展開に向けた取組推進
- 町民体育大会や熊野駅伝大会などスポーツ大会等各種イベントの開催支援
- 社会体育施設の長寿命化改修等の計画的な実施

成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-----------------------------|----------------|-----------------|
| 総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)会員数 | 694人 | 900人 |
| 体育館等スポーツ施設の利用者数 | 103,922人 | 160,000人 |
| スポーツ少年団の団体数 | 10団体 | 13団体 |